

相談支援センター

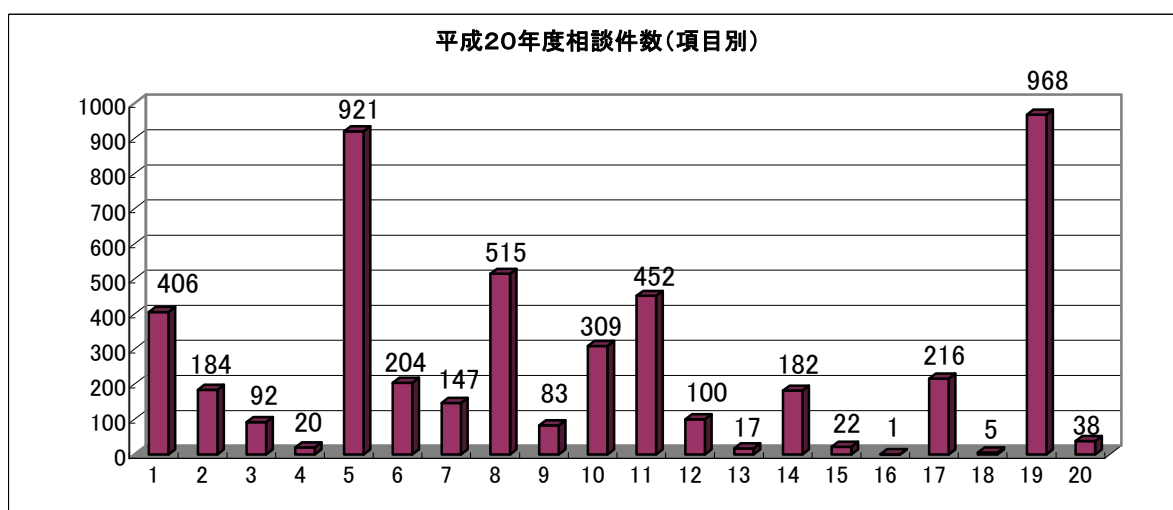
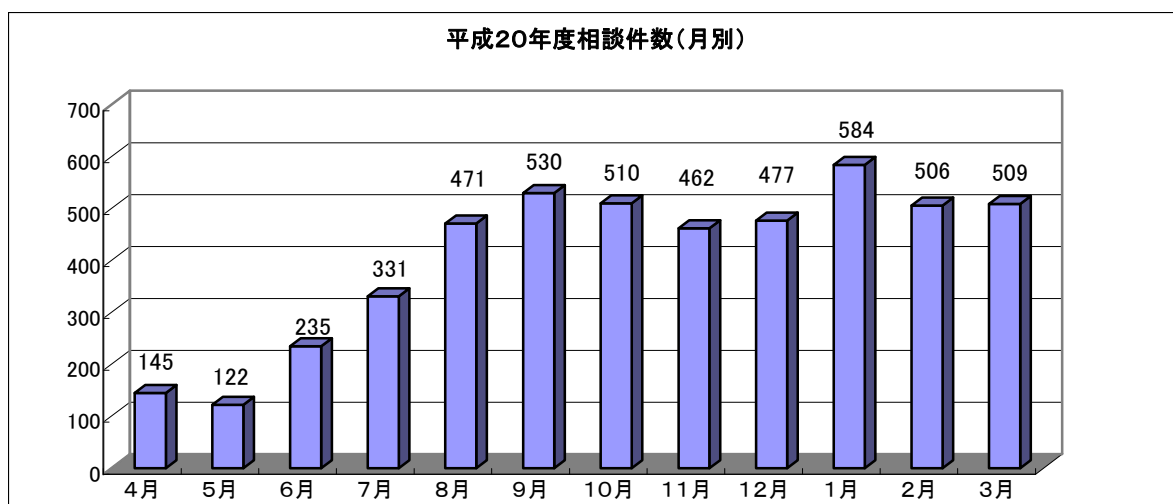
がん対策基本法 第三章基本的施策 第二節がん医療の均てん化の促進等 第十七条がん医療に関する情報提供体制整備等で 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとするを謳われている。このことに基づき、平成20年当院に相談支援センターが設置された。

相談者の立場に立ち、適切に情報提供することで、相談者の健康増進に貢献し、病院・在宅で安心した生活を送ることができるように真心をこめて支援できることを理念に掲げ、相談者の人権とプライバシーを守り、どこにいても適切な医療が受けられるように地域医療との連携を深め、相談者個々のニーズに合わせて適切に情報提供することが基本方針である。

主な役割は、相談支援・退院支援・地域連携の3点である。院内においては、外来、病棟、緩和ケア病棟間で患者情報を提供し、共有することで、患者の状態や希望に沿った場で、医療、看護が継続して行えるように支援する。院外においては、かかりつけ医や訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などと病院の連携の場として位置づけ、がん患者の早期発見、早期治療から緩和ケアまでシームレスな医療、看護が提供できるように協働し、また、地域医療ネットワークの中心的施設として患者、家族だけでなく、かかりつけ医や訪問看護ステーションに対しても相談支援、研修会を企画するなど教育的に関わることで質の高い医療が提供できるように働きかける役割を担う。

抱 負

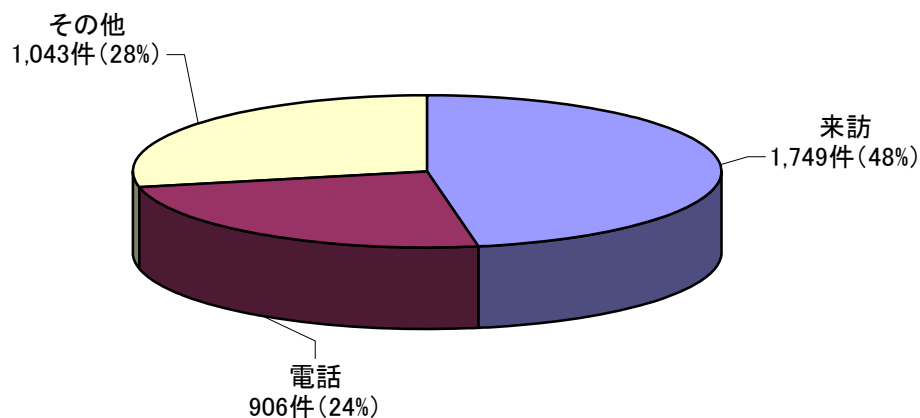
情報提供・学習支援・心のケアを機能させた、相談しやすい環境を整えていきます。



項目別番号詳細

- 1 制度・サービス利用(介護保険、身障、特定疾患、小児慢性特定疾患など)
- 2 経済的問題に関する事(医療費、生活費、高額療養費など)
- 3 生活保護に関する事
- 4 B型C型肝炎に関する事(医療給付関係、訴訟など)
- 5 院内職員の情報提供
- 6 転院相談
- 7 緩和医療・緩和ケア病棟に関する事
- 8 在宅への移行+社会復帰に関する事(職業、学業上の問題など)
- 9 家族問題(独居、キーパーソンがいない、遠方で頼れないなど)
- 10 心理的問題
- 11 各がん情報の提供(がんの病態・治療・検査や予防・早期発見等一般的な情報提供)
- 12 地域医療機関の情報提供
- 13 他の医療機関とのがん医療連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供)
- 14 がん患者の療養上の相談(ストマ、褥瘡、栄養、創傷、HOTなど)
- 15 セカンドオピニオン
- 16 アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する事
- 17 ケア会議(他職種や関係機関とのカンファレンス)
- 18 医療安全に関する事
- 19 その他の医療相談
- 20 患者会・家族会・ボランティア関係

対応方法(年間)



がんの部位(年間)

